

近世農村における身分的階層制と村方騒動

——美濃地方の個別的事例の分析——

丹 羽 弘

は し が き

幕末維新期を一つの「変革期」としてとらえ、幕藩封建体制の解体から、わが国特有の原蓄過程の推転を解明しようとする場合、その内包する諸矛盾を、生産関係や階級配置の面から究明し、権力との対抗——その変革の主体を明らかにすべきである。その場合、農民闘争の、それぞれの段階で持つ性格と役割の分析が不可欠のこととなる。

この時期における農民闘争として、百姓一揆が先ず第一にとりあげられるのは当然のことである。しかし、既に津田秀夫氏⁽¹⁾を始めとする諸先学によって指摘されている如く、この闘争を広汎な地域において支えていたとみなされ、封建的共同体を逐次解体へと追い込んでいった、いわば、封建農村の日常的闘争ともいべき村方騒動の意義、役割もまた看過し得ない重要性を持っている。

最近、百姓一揆に関する研究を集大成された青木虹二氏⁽²⁾は、幕末期の農民闘争を個別分散的な闘争と要約し、「慶応二年の時点でさえ、岩代の信達一揆以外はモップ」であるとして、直接、権力の打倒を指向する方向へ進まないもろさを持っていたとみなされている。果してそのように断言できるであろうか。伊藤忠士氏の分析⁽³⁾にみるように、一見無法則的にみえる無数の村方騒動にも、それぞれの歴史的段階で持つ性格と役割を検討するとき、そこに

は、幕藩制的村落支配解体の方向をみとることができるのではなからうか。

(4) 旧稿において、「美濃縞地帯」における綿業の展開過程を、その生産と流通の両側面より分析を試みた。本稿では、「美濃縞地帯北部」に属する1村——美濃国厚見郡下佐波村——を素材とし、そこでの身分的階層制——頭分制——と、天保初年の村方騒動についてみていくこととする。下佐波村をとりあげたのは、もとより史料の便宜によっている。しかし、ここでの村方騒動が、身分的差別をめぐる対立、抗争から、村落支配のあり方に反対して村役人を排撃し、更に年貢不納同盟という形をとって闘われたことは、前述の幕藩制的村落支配解体の視角から、意義があると考えたからである。

紙面の制約上、ここでは、主として天保期までの分析にとどめ、それ以後の幕末維新时期に関しては、別の機会に発表したい。

註 (1) 津田秀夫「封建社会崩壊期における農民闘争の一類型について」(『歴史学研究』第168号)

(2) 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』

(3) 伊藤忠士「一八世紀末における村方騒動と村落支配」(『日本社会経済史研究』近世編)

(4) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」(『岐阜経済大学論集』第1巻第1号)

I 下佐波村の概況

本稿で分析の対象とする下佐波村⁽¹⁾(現在、岐阜県羽島郡柳津町)の概況を明らかにしておきたい。

本村は、木曽川と長良川に挟まれた輪中地帯に位置し、村の東側を流れる境川を境界として美濃縞地帯北部に属し、笠松の西約1里、岐阜の西南約2里半の地点にある。⁽²⁾

第1～4表は、明治14年佐波村(上・中・下佐波村合併)、第5表は、明治12年下佐波村の統計である。⁽³⁾これらの諸表より、本村は田の多い平場農村

第1表 土地、戸数、人口

地 目	面 積 (反)	地 価 (円)
田	2,002	79,737
畑	597	26,143
宅 地	243	12,960
そ の 他	105	801
戸 数	367軒 (他に社7, 寺4)	
人 口	1,662人	

第2表 所 有 地 券

地 価 (円)	人 数 (人)
100 以上	45
200 〃	47
300 〃	40
500 〃	16
700 〃	11
1,000 〃	13
1,500 〃	5
2,000 〃	4
3,000 〃	2
7,000 〃	2
10,000 〃	0

第3表 主要勞力価 (日給)

農 夫	大 工	屋根葺	桶 職	機 織
28銭	30銭	30銭	32銭	15銭

第4表 主 要 物 産

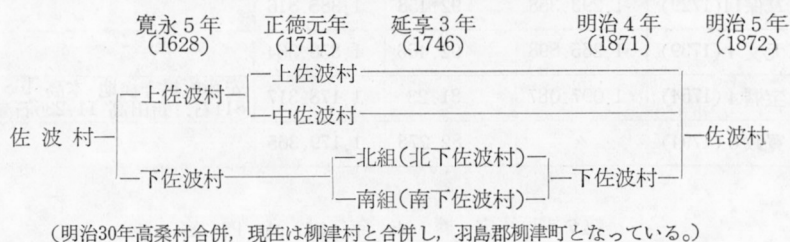
米	1,897石	豌豆	5石
大 麦	442〃	大 根	13,000貫
小 麦	146〃	蕪	2,800〃
裸 麦	38〃	芋	18,000〃
粟	28〃	藍 葉	250〃
黍	127〃	葉煙草	33〃
稗	62〃	綿	4,900斤
蕎 麦	22〃	菜 種	37石
蜀 黍	35〃	種 油	14〃
大 豆	91〃	種 粕	2,310枚
小 豆	16〃	結城縞	1,850反
蚕 豆	21〃	棧留縞	3,680〃

第5表 下佐波村営業

営 業	戸数	備考 (兼業)
結城縞卸売	10	内2, 小売
棧留同 小売	1	雑商
綿 〃	1	〃
古 着 商	1	
穀物卸売	5	内1, 油卸・小売
小間物卸売	1	
同 小売	4	
清酒醸造	1	清酒荷売
鳥獸肉商	4	内1, 煮売
菓子卸売	1	雑商
同 小売	5	内2, 雑商
魚 仲買	1	
油 卸売	1	肥料小売
古道具商	2	内1, 雑商
塩 小売	1	雑商
薪 〃	1	〃
遊 芸	3	
質 屋	1	
雑 商	2	

であること、商品生産としては棧留、結城綿製造が中心であること、機織の日給による「労力価」が定められている（厚見郡近隣村で17カ村）ことより、この地方で雇傭労働がかなり一般化していたこと等を知ることができる。また第5表より、綿業関係を筆頭とする社会的分業の進展は、農村の封建的自給体制をかなり広汎に崩壊させており、米穀、小間物、菓子、肉、魚、塩、油等の生活必需品商人の出現は、脱農化しつつある農民乃至賃労働の一定度の存在を推測させるであろう。

以上は、明治初年の概況をみたのであるが、近世における歴史的変遷はどうであったか。本村は、慶長6（1601）年、奥平信昌が加納城主に封ぜられて以来幕末まで加納藩領に属し、その分村、合併は次の如くである。



下佐波村は、延享3年より明治4年まで、南・北両組にわかれ、村方役人も別に立てているが、それは村落内部の問題で、領主支配としては1カ村とみなされている。

第6表は、本村の村高変遷を示すものであるが、寛永5年分村時の「御拝領本高」1,056.5石から、寛文13年の「松平丹波守検」1,356.235石と約半世紀に300石程増加している。これに対して、宝暦4年の「安藤対馬守検」では、総高において約180石を減少させて幕末に及んでいる。

第7表は、宝暦4年の村高内容である。総石高1,178石余に対し、田高755石余、水田化率は64.1%である。下、下々田が比較的多く、更に「川原田」の存在は、生産力の不安定な輪中地帯の特色を示している。この点については、貢租及び村入費等をみることにより、一層明確となるが、ここでは貢租

第6表 下佐波村村高変遷

年 代	本 高	新田高	総 高	備 考
寛永5(1628)	石 1,056.5	石	石 1,056.5	御拝領本高, 佐波村 2,113石の分村
〃 12(1635)	1,267.2675	27.5585	1,294.826	大久保加賀守検地「亥打出シ」238.326石
寛文4(1664)	1,199.464	186.84	1,386.304	「坂牧分」, 「辰改新田」増
〃 13(1673)	1,277.323	78.912	1,356.235	松平丹波守検地
宝永3(1706)	1,265.973	92.338	1,358.311	
〃 6(1709)	1,265.898	〃	1,358.236	
正徳元(1711)	1,290.2453	〃	1,382.5833	
享保14(1729)	1,293.358	92.458	1,385.816	
元文4(1739)	1,265.898	92.466	1,358.364	
宝暦4(1754)	1,097.087	81.23	1,178.317	安藤対馬守検地 本高 168.811石, 新田高 11.236石減
寛政6(1794)	〃	82.278	1,179.365	

第7表 宝暦4年村高内容

地種	本 田			田 畑			新 田			田 畑		
	石高	面積	石盛	石高	面積	石盛	石高	面積	石盛	石高	面積	石盛
上	石 214.118	反 142.7135	1.5	石 190.786	反 158.9265	1.2	石	反		石	反	
中	193.57	148.9	1.3	96.445	96.4135	1.0	6.58	5.0185	1.3	0.292	0.2275	1.0
下	171.805	156.126	1.1	43.311	54.1115	0.8	39.391	35.803	1.1			
下々	92.21	102.4165	0.9	7.781	12.9205	0.6	16.933	18.804	0.9	10.675	17.7275	0.6
川原田 下	8.313	11.8225	0.7	屋敷 66.042	55.0105	1.2						
川原田 下々	12.706	25.4035	0.5									
計	692.722	587.522		404.365	377.5225		62.904	59.6255		10.967	18.025	

- (1) 「検地水帳」による。
- (2) 「立野高」7.359石は除かれている。

関係について簡単にふれておこう。この村は、前述の如く輪中地帯に位置して水害が頻発し、豊凶常なく、恒常的な生産高は期待し得ない。したがって近世を通じ定免法は適用されず、本田高については、18世紀初め、宝永期頃より幕末まで、毛付高に対する「願免」0.43と定められている。現在判明している「御物成割付」92カ年の内、本田毛引高が300石以上21、500石以上6、800石以上4を数えており、この地帯における水害の影響の激しさが推測されよう。⁽⁴⁾

かかる事情がこの地帯の耕種農業を不安定ならしめ、貧窮農民の「年貢ノ足シ」として、綿業を展開させる一因となり、やがて18世紀半ば以後、綿業が本格的な発展を遂げたことについては、旧稿でみたところである。⁽⁵⁾

第8表は、宝暦4年の田畑作物を示したものである。本村における綿織業

第8表 宝暦4年田畑作物

	面積	作付	作物
田	反 647.2175	一毛作	1分一丹後、弥六、こぼれ、赤志け 2分一餅、志らは 7分一ちこ花落
畑	395.6175	両毛作	麦、菜種(少々) (夏作) 稗、粟、黍、木綿、芋、 大豆、小豆、荳、大角豆

- (1) 下佐波村「鑑帳」による。
- (2) 田畑作物については、享保14年、寛保2年「差出帳」の記載と同様である。
- (3) 「こやしの之儀干鰯油粕馬屋こゑ灰此類進申候」(享保14年、寛保2年)。
- (4) 正徳元年、馬数34(「差出帳」)

の起源については不明であるが畑作物の木綿について、「萬日記帳」によれば「安永六(1777)酉年畑方麦夏秋諸作無難、別而生綿甚克壹畝歩ニ付、ほし己た拾斤、拾式三斤

詰ふく近国各宝作」と記載しており、この頃かなり盛んであったことがわかる。

第9表は、寛文13年における農民土地保有別階層構成を示すものである。他村との出入作、特に他村よりの入作が多い。⁽⁶⁾ 2町以上保有農民は10人で、総数の7.7%、総面積の30.7%を保有している。5反未満層は50.4%で、総

第9表 寛文13年農民土地保有別階層構成

	反			5		10		20				計	面積	最高保有面積	2町以上保有率	他村入作率	
	0	1	3	7	10	15	20	30	40	50	60						
下佐波村	33	20	12	11	15	13	15	5	3	1	1	129	1,021.1	54.103	30.7% 反 (313.426)		
	65			26		28		10									
	50.4%			20.2%		21.7%		7.7%									
他村入作	14	11	4	2	2	1						34	80.2	12.2			7.3%

(1) 「検地水帳」による。 (2) 石 反 村高1277.323面積1101.312

数の半ばを超えている。後述するように、この地帯では、万治一延宝期頃より、本百姓の一般的形成がなされたと推測されるので、2町以上層は、殆んど何らかの意味で中世末土豪の系譜を引く初期本百姓として、下人を使用する手作経営を行っており、5反未満の零細土地保有者のなかには、隷属農民としての下人名子的存在から新本百姓に上昇した農民が含まれているものと思われる。

その後、幕末期における本村の商品生産、農民層の分化、農民諸階層の存在形態等の分析は、別の機会に譲ることとして、以上で下佐波村の概況を終える。

- 註 (1) 本村に関する主な論稿には、次の如きものがある。
 中村哲「幕末期における農村工業史の展開」(『日本史研究』28号)
 松本平治「近世美濃における農村社会構成について一頭百姓考一」(『岐阜史学』18号)、同「頭百姓補遺」(『岐阜史学』12号)
- (2) 拙稿「前掲論文」第1図参照
- (3) 明治14年調整『厚見郡各村略誌』(岐阜県立図書館蔵)、明治12年度「下佐波村営業鑑札税取調帳」(羽島郡柳津町青木久太郎家文書、岐大博文館蔵)以下特にことわらない限り、同家文書による。
- (4) 厚見郡日置江村の場合、正徳2年～天保12年の免状66通によれば、「500石以上収穫なきため毛引した年は17回、小さな水災は連年であった。」(松本平治「前掲論文」)

- (5) 拙稿「前掲論文」第Ⅰ・Ⅱ節
- (6) 下佐波村の出入作

	享保 14 (1729) 年	寛保 2 (1742) 年	宝暦 4 (1754) 年
出 作	52 ^石 883 (3カ村, 19人)	27 ^石 169(2カ村)	不 明
入 作	198. 1551(5カ村, 58人)	230. 533(8カ村)	111 ^石 5(9カ村)

享保14年、寛保2年は「差出帳」、宝暦4年は「検地水帳」による。

Ⅱ 美濃における身分的階層制——頭分制——の歴史的意義

近世における美濃地方では、従来幾多の先学により指摘されてきたように頭百姓・脇百姓という農民間の身分的差別が家格により固定化され、いわゆる「頭分制」と呼ばれる身分的階層制が、幕藩体制下の封建的共同体の支柱となり、村落支配を実現し、封建的秩序を維持するものとして存在している。⁽¹⁾それは特定の姓を持つ頭百姓が、村役人の地位を独占することによって村落支配権を掌握すると共に、日常的な家作、神事仏事、冠婚葬祭、服装等に及ぶ諸特権を持ち、脇百姓と通婚、加担せず、排他的な同族集団を結成し、そうした階層的身分差別を「村法」⁽²⁾によって制度化している。幕藩領主は、この頭分制を擁護、利用し、村役人層としての頭百姓を掌握することにより農民支配を進めると共に、財政的にもかなりの部分を彼等に依存している。

「村法」は、「郷例」、「村規矩」、「村格」などとも呼ばれ、近世封建村落の自治的規約である。当地方においては、年貢や村入費、入会地の草刈を始め村落生活全般を規定する、全国に普遍的な一般的村法も存在するが、寧ろ上記頭分制に関する農民層内部の階層的身分差を規定する村法に特色がある。

近世封建社会が身分制を基礎として形成された身分階層社会であることから、農民間の身分的差別は全国的にみられるところであるが、⁽³⁾当地方の特徴は、その存続の根強さと普遍性に求められる。即ち頭分制は、広く「村法」問題として意識化され、それをめぐる諸闘争が幕藩体制解体過程における普

遍的な農村問題たり得たところに、当地方の特殊性をみることができるとされている。

こうした頭分制が、特に近世美濃地方に強固に存続した理由についての定説はない。従来主としてとられてきた見解は、当地方に行なわれた小藩分立政策のため、領主権力は弱少であり、したがって行政財政面において頭百姓層の強力な支持を必要としており、頭百姓は村役人という統治機構の末端につらなって領主権力に癒着し、頭分制という身分的階層制を強固に存続させたというのである。しかし、小藩分立政策は全国的にみて美濃地方のみに限らないし、また当地方においても、頭分制は小藩のみでなく、幕領、尾州領にも広く存在していることから、必ずしも領主権力の弱少のみに求められない。このほかに、美濃北部では、頭百姓層が共同体的規制の重要な一環としての旧・新用水管理権を掌握し、南部の輪中地帯では、治水工事に彼等の援助を絶えず必要としたことなどがあげられるが、かかる見解とても、当地方のみに限ることはできないであろう。要するに以上のような諸要因が複雑に絡みあって、頭分制は、幕藩封建体制下の当地方の共同体農民に自明の理として意識されてきたものと思われる。

頭百姓の由来については、「郷土」、「太閤検の高請人」、「草分け百姓」などとされるが、何れにしても、中世末以来の土豪に系譜をひくものとみなされる。他方土豪による中世的農奴主経営のもとに隷属していた下人層が独立本百姓化し、他地方からの移住者等を加えて脇百姓層を形成してくる。かくして当地方では、略々万治一延宝期頃より、頭・脇百姓による頭分制という身分的階層制を中核とする近世村落が成立してきたとみなしてよいであろう。その後、農業技術の改良、新田開発、農業生産力の発展は、商業的農業を展開させ、農民層の分化を促進することとなり、経済的に、頭・脇双方にわたっての上昇と没落とが現出してくる。こうして18世紀半ば以降、脇百姓の経済的地位の向上に伴って、村法をめぐる頭・脇の対立抗争をひき起している。殊に化政期から天保期にかけての封建危機の段階では、頭分制も大

大きく動揺し、脇百姓の村法違反、更には村政改革を要望する村方騒動が頻発するに至っている。

これまでみてきたように、頭分制が幕藩制的村落支配の実現形態であるとするならば、そこにみられる村方騒動は、たとえその後、新たな頭百姓を生み出すことによって頭分制が温存されたとしても、幕藩封建体制を解体に向かわせる役割を持つものと意義づけることができるであろう。

註 (1) 美濃の「頭分制」に関する主な論稿には次の如きものがある。

松本平治、伊藤忠士「前掲論文」、『岐阜県史』通史編近世上、『同』史料編近世四、吉岡勲『岐阜県の歴史—近世—』、『笠松町史』上巻、『羽島市史』第1巻等。本稿もこれらの諸論稿におうところが大きい。

(2) 下佐波村の頭分制について、領主より下問されたとき、本村頭分惣代は次の如く答えている。「村方制事神事仏事＝付先立候儀并＝門締籠ひさし是が頭分之仕候事…脇百姓ハ何事＝付目立候儀ハ為仕不申候」（『諸事日記帳』）

(3) 児玉幸多「身分と家族」（岩波講座『日本歴史』近世2）

III 「村方制事」をめぐる主導権争いと頭・脇百姓の対立抗争

下佐波村の頭百姓には八姓があり、なかでも「村方制事」を独占的に主導したのは、青木、小川、林の三姓で、特に頭分「三苗」と称している。前述したように、寛永5年佐波村は上・下2カ村に分村しているが、同年下佐波村では、1カ年2人宛の「廻り番庄屋」6人が任命されている⁽¹⁾。頭分三苗のうちでも中核的存在であった青木家は、土岐八郎頼香の一子寿永丸が天文13年佐波郷に移住し、青木姓を称したことに始まるとされ⁽²⁾、その3代目五左衛門（正保3年卒）は、「以家筋庄屋役」についている。この「五左衛門」は前記「廻り番庄屋」の1人と推定されるところから、おそらく頭分三苗が庄屋役を独占して村政を支配し、彼ら頭分はすべて中世末以来の名主＝土豪に系譜を持つものとみなされる。

また、本村八幡宮は元和8年に創設され、その「宮番五左衛門代々預ル宮

守と申事別家ニ無之」、初代宮番（後に「火燈」と称す）の玄澄は、承応一万治の頃、「五左衛門世話」により尾州萩原から来ている。このことは、八幡宮が略々この時期に従来の青木姓の氏神的存在から、村の鎮守へと性格をかえたものと推測され、村社の管理権が頭分本家に属していたとみることができるであろう。

同じ加納藩領の近村日置江村では、万治2年、10才以上の総人数338人のうち、「かどや」5人、「かどや下人」4人、「下人」17人、その家族を含めて48人の隷属農民がいる。「かどや」2、「下人」1を使用する半右衛門家は、2夫婦と隷属農民5夫婦、それぞれの家族をあわせて16人の労働力を持っている。⁽⁴⁾ 太閤検地以来、小農自立政策がとられてきたとしても、近世初期、この地方においては、頭分本家の有力農民による中世的な農奴主的経営が行なわれていたとみることができるであろう。

ところで、前記「かどや」、「下人」などの隷属農民のうち、主家を離れて、「当村」、「他村」、「家中」等に奉公に出ている者8人、「ゆうふく」（裕福）な者3人が存在していることは、農奴主的経営の解体、隷属農民の自立の方向にあったとみなされよう。当地方では、略々万治一延宝期頃より頭分本家は農奴主的土豪の形態を脱し、分家を出すことで経営を縮小しつつ一統の数を増加させ、他方独立した隷属農民及び他地方からの移住者等が脇百姓層を形成し、ここに頭分制を中核とする近世封建農村が成立したとみなされる。

前節でもみたように、その後の生産力の発展、特に18世紀半ば以後の綿業を中心とする商品生産の展開は、封建貢租の重圧、水害等の諸要因と相まって、頭・脇双方にわたっての農民層の分化を促進する。かくして近世中期以後頭分制は動揺し、特に化政一天保期にかけて村法問題が頻発している。天保期の村方騒動に至るまでの本村における村法問題は、頭・脇の対立抗争と複雑にからみ、それを底流として、寧ろ頭分相互の「村方制事」をめぐる主導権争いの性格が強い。

本村の頭分には、前述三苗のほか、安田、則武、小河、山田、川田の五姓があり、そのうち山田、川田両姓は出郷「坂牧・領毛」の村政のみを担当している。したがって「村方制事」をめぐる主導権争いは、頭分三苗に対する他姓の対立抗争となって現われている。なかでも最も激しい抵抗を繰り返した小河姓の場合を中心としてみていくこととする。頭分制に関する村法問題として、本村で起った最初の重視すべきものは、延享5—寛延元(1748)年の「丈七事件」⁽⁶⁾である。脇百姓丈七が妻を駕籠で迎えたのに対し、三苗頭分18人が、「村法猥成村方納り不申」として村役人を介して領主へ訴え出たのが事件の発端である。宝暦4年の「検地水帳」によれば、下佐波村土地保有農民230人のうち、2町以上層は8人であるが、丈七は、第10表でみる如く、2町3反余を

第10表 下佐波村農民土地保有面積

	農民名	別称, 相続人名	宝暦4 (1754)	文政12 (1829)	慶応元 (1865)
脇百姓	丈七		反 23.026	反 6.421	反 1.317
頭 百 姓 (小河姓)	喜太夫		27.013	7.318	0.720
	作藏	磯右衛門	2.417	0.417	0.200
	忠兵衛	紋右衛門	1.115	5.924	1.628
	七右衛門	忠兵衛次男, 分家	—	8.525	10.929
	庄藏	久兵衛	0.409	0.115	0.115
	留平	留藏, 助九郎	7.918	2.903	7.301
	兵内 左次兵衛		1.803 0.525	—	—

く、2町3反余を

保有している。このことから、富農化した脇百姓が建封的身分差を無視し、頭分を偽称してその特権を行使したと思われる。丈七は諸入

費をいとわず歎願運動を展開しているが、三苗を除く頭分小河、安田、則武一統を始め、村役人、代官に至るまで丈七支持を表明している。

特に、喜太夫等小河姓一統は、三苗に属しない庄屋助右衛門、組頭伊右衛門と結託し、丈七を親族であるとして強力に支持し、更に「内縁」関係を利用して隣村高桑村庄屋喜十郎、同組頭甚右衛門⁽⁹⁾を丈七側の取纏人に仕立てあげ、代官にとり入り、「村方呼寄…古来⁽⁹⁾紛無御座脇百姓之者共並⁽⁹⁾堀氏日置氏杯と申名字ヲ新ニ付頭分と書付……丈七義喜太夫忠兵衛一家分之書付連

判取」り、領主へ歎願に及んでいる。

かくして危機に直面した三苗側は、日置江村庄屋孫三郎などの仲介を頼み、「丈七義古来^ル脇百姓相勤来^ル無筋之者……假令何様之荷擔仕右喜太夫忠兵衛一家分之由連判仕候迄モ……証跡ニ而も有之候哉 又ハ古来^ル頭分之格式相勤申候義ニ而も有之候哉御吟味……村法相立申候様ニ」と再三追訴している。

この事件に対する領主側の裁決は、三苗側の全面的勝訴となっている。丈七は「脇百姓ニ被仰付候而大ニ御志かり」を受け、小河、安田、則武三姓は「頭分列外」となり、庄屋助右衛門、組頭伊右衛門は退役を命ぜられている。また高桑村庄屋喜十郎、同組頭甚右衛門は27日間の「へいもん」、その後甚右衛門は「ついほう」され、丈七側に加担した「代官六人なから退役」させられている。

ところで、この事件でみてきた、特に小河姓の根強い丈七擁護の運動の背後には、次の如き事態のあったことを認識しなければならない。「喜太夫弟伊兵衛と申者幼少^ル岐阜材木屋与三右衛門ニ手代奉公致候而段々出世致番頭ニ成加納方商致し 加納御屋敷方へ入込御役人衆へ旦那の金子を大分数年つかい 兄喜太夫ニ田地か己せ喜太夫并ニ一家共(小河姓)ニ口をきかせ 村方頭分^ル仕置もなりかたく法外之事共出来候而こまり入……此度丈七儀もそれ故ニかごにのり御公邊ニ相成」ったというのである。即ち小河一統の伊兵衛は商活動に基づく財力により領主側に接近して代官を籠絡し、兄喜太夫に土地を購入させ(宝暦4年保有反別2町7反余、第10表参照)、こうして村内における政治・経済的地位を高めた喜太夫を始めとする小河姓一統は、「丈七事件」を契機として「村方制事」を独占的に支配していた三苗に対する頑強な反抗を試みたのである。しかしその敗北により、伊兵衛は「御屋敷へ入こみ不相成又其後岐阜材木屋与三右衛門方もしくじり」、丈七、喜太夫共に没落している(第10表参照)。

「丈七事件」以来、「頭分列外」におかれていた三姓のうち、安田、則武

両姓は文政3年に「頭分同席」を認められている。小河姓は「其後も何事によらず脇百姓に組し」て来たので、漸く文政10年に至り、「三苗之御衆中江隨身仕」ること、「村方制事等出入」に関する諸入費は、「頭分一同家別割合之通速ニ出金」すること、「脇百姓江荷擔」しないこと、の3条件のもとに「趣意金」を出して「頭分同席ニ組込」まれている。⁽⁹⁾

しかるに、その3年後から天保期にかけて、小河姓「作蔵(磯右衛門とも称す)一件」⁽¹⁰⁾が起っている。文政13年作蔵は、三苗を始めとする頭分の承認なく、脇百姓市弥家と養子縁組を契約し、「市弥屋敷ニ隱宅と号庇付普譜致懸」っている。当時小河姓6軒のうち、七右衛門のみは「ケ成ニ相暮」していたが他の多くは「困窮ニ而商ひ持」をしたり、「酒屋江奉公ニ」出ている。作蔵もまた、小河一統内の不和もあって、前記脇百姓市弥(宝暦4年保有反別4反余)から「田をかり」、子供や諸入費の世話まで受けている程の窮迫振りであったので、市弥家との養子縁組は違約できないし、また「准頭中分之者」と蔑視する安田・則武姓(註5参照)にまで「庇付家作之加判」を受ける必要はないと主張している。これに対し三苗側は、養子縁組は脇百姓へ加担することであり、「惣頭分六苗之加判」のない「庇付家作」は村法違反であるとして屈服させ、結局、貧困の作蔵助成の意味で、金2両2分の「無尽講取立」てて、「庇も取拂養子も相止メ」させている。

天保2年に至り、再び作蔵は、小河一統の庄蔵、喜太夫と共に、文政10年小河姓が頭分に組み込まれた際の「為書替置候証文面五ト五トニ認替」えるか或いは「印形相除」かれないと願い出ている。あくまで三苗と同格を主張する小河姓の3軒が、前記「為書替証文」に記載した「三苗之御衆中江隨身仕」るとの第1条件を撤回すべくひき起した訴願である。三苗側は、小河姓一統の内部分裂をはかって、彼等3軒を「親類義絶」させ、「村方規矩」を破るものとして、「頭分列外ハ不及申上脇百姓同様ニ被爲仰付」たいと領主へ願い出て、そのように裁定されている。

この裁定に「請書」を出しながら、あくまで承服しない作蔵(磯右衛門)

は、天保3年、「私儀ハ村方ニ而相勝レ候系凶之者ニ候得ハ加印相願可申頭分も無御座候間御願不申……押立門造立」している。村役人の提訴により、「門取拂……慎重錠村預ケ」となったが、翌4年、再び押立門を造り、「作方之義ハ地主茂兵衛圓右衛門彦四郎方之分ハ田畑共相返シ其余之分ハ作仕候様申置」き、子供の世話や仏壇売却の手筈まで整えて出奔している。作蔵出奔の目的は、「全能手寄御座候ハハ村方相手取不筋之儀共申立公事相工ミ可申存念」からであり、それは完全な失敗に帰しているとはいえ、「村方制事」をめぐる主導権争いの激しさを推測させるものである。

以上は、頭・脇の対立抗争と複雑に絡み合っただの頭分相互の争い——主として三苗に対する小河姓の抗争——をみてきたのであるが、化政期から天保期にかけて、脇百姓による「庇付家作」などの村法問題が頻発している（文化、文政、天保期各4件）。このうち佐右衛門は、文化14年一旦取拂った「毘込竹瓦庇」を、姉婿の尾州藩家中高瀬四郎兵衛の権威を背景に再びとりつけている。この件について高瀬は村役人や加納藩代官にまで依頼しているが、代官は「……村方混雑いたし候之義ニ御座候ニ付無據及御断ニ」んでいる。

これまでみてきたような頭分他姓の「村方制事」をめぐる頑強な反抗や、脇百姓による「村法」違反の続出に、三苗側は如何に対処したかをみておこう。⁽¹²⁾ 第一は、三苗内部の団結と統制を強化していることである。脇百姓は勿論、他姓へ加担した者は「親類義絶……頭分列外」処分とするが、当時三苗内部においても没落する者があり、不和も生じているので、内部の「不和入組」を禁じて相互扶助を説き、「先祖の家筋を太切ニ」してその支配的特権的地位を自覚させ、日常行動を慎んで内部の団結を強調している。また「役目或ハ身上柄之者」=村役人層と小前頭分層とに区分し、「村役人并本家筋或ハ老分之者先達として」の内部的統制を強化している。第二は、「村方制事」を独占的に支配していくために、経済的基盤の確立につとめていることである。質素儉約を奨め、家業に専念させると共に、続出する村法違反に必要な諸経費にあてるため、「時之身上ニ応シ家別ニ割合出金」させ「三

之助」の名目で三苗助成の土地を購入し、当番庄屋がその管理運用にあたっている。⁽¹⁴⁾

本節でみてきた村法問題は、すべて藩の裁決という形式をとっており、領主権は常に頭分三苗側に立っている。前述の如く、頭分制が幕藩体制下の村落支配を実現し、村落共同体的秩序を維持するものである限り当然であるが、また頭分の財力に依存せざるを得なかった藩財政のあり方によるところが大であろう。加納藩財政は既に元禄期頃から窮乏をみるに至り、⁽¹⁵⁾「延享・寛延年間（1744—50）勝手方として領内各地の頭分二〇人に依存し⁽¹⁶⁾」ており、そのうちには、本村の青木源兵衛が加わっていることから、藩財政と頭分制との関連を知ることができるのである。

註 (1) 下佐波村庄屋定之事

一番	彦右衛門	加兵衛
二番	助右衛門	五兵衛
三番	五左衛門	勝八

右一年ツツ相替候而庄屋仕万事可申付候 庄屋給石兩人して三石あるとき 給式石合五石惣百姓へ己り付取可申候 差出し不申候者候ハハ此方へ申へく候 急度申付候而とらせ可申候已上

寛永五年

辰三月一日

大 助 兵 衛 (花押)

奥 惣 右 衛 門 (花押)

(「庄屋代々覚」)

- (2) 青木家「系図」によれば、「土岐八郎源頼香…天文十三年八月織田信秀濃州攻入時秀竜命シテ松原源吾令之討…頼香之一子寿永丸（後号青木小兵衛頼房）厚見郡佐波郷在古城地住之」となっている。

なお「乍恐奉願上候口上之覚」（天明4年）には、「私先祖者加納君様御家中ニ而青木孫左衛門と申候而知行式百五拾石被下置…以後美濃国厚見郡佐波村江引籠住居…代々村役相勤御領主様ノ苗字帯刀御免被成下候」とある。「孫左衛門」は青木家「系図」にはないが、加納藩と密接な関係にあったことは「諸事留帳」等から明らかである。

- (3) 「宮普請之覚」

- (4) 万治2年「男女御改之帳」（岐阜市日置江青木家文書、松本平治氏筆写）による。「半右衛門」家の場合を例示する。（ ）内は年令。



- (5) 小河姓の系譜については不明確であるが、「私先祖之儀ハ往古佐波村一村之時ハ三郷ニ相分レ候迄茂村方鎮守八幡宮拝殿立替…江宮餅蒔等連綿之取締取斗来候頭分筆頭筋目之者」と称して、三苗と同格を主張し、安田・則武両姓を「脇百姓」又は「准頭中分之者」と蔑視している（天保3年「乍恐以書付奉申上候口上覚」）。諸史料より総合的に判断すると、その先祖は寛永一慶安の頃、美濃国中島郡駒塚より移住した尾州藩家中の者であり、三苗が本村の「草分け百姓」であるのに対し、おくれて来住した郷土的性格を持つものと推定される。
- (6) 「頭分始末口上書」、「脇百姓出入願書写」、「心覚帳」等
- (7) 庄屋助右衛門と「廻り番庄屋」（註1参照）の1人「助右衛門」との関係は不明である。「丈七事件」に際し、三苗側は「名字ハ無御座…中之者」と領主に訴えているところから、三苗には属していない。享保年中、本村（石高1265石余）は北組（大分方、818石余）・南組（小分方、447石余）にわかれている。その際、助右衛門は南組庄屋で、「私小分方之庄屋ニ而甚身上之為ニ不宜…末世迄之ぐ己いぶんニかゝり候…何卒高半分ツツ支配仕候様ニ」と、北組庄屋青木源兵衛、加納町宿等を介して領主へ歎願し、延享3年2月許可されている。しかし、「古来之通、寺宮もり御高札北組の支配がかり」となっている（「庄屋代々覚」、「心覚帳」、「差上一札之事」）。
- (8) 高桑村組頭甚右衛門は、「古手組頭」で、代官宮原林右衛門と内縁関係にある。それを喜太夫（小河姓）が「見込甚右衛門をねさせ夫御代官方へ手を入あつかいを甚右衛門ニ被仰付」れている（「差上申一札之事」）。
- (9) 文政3年「為取替申一札之事」、「添証文之事」、「則武一類之内…三軒之者…組込候始末書」、文政10年「差出申一札之事」、「済口添証文之事」

- (10) 文政13年「作蔵脇百姓市弥之俸を養子…庇付家作…差当始末日記」, 「作蔵一件書類書抜」, 天保2年「作蔵庄蔵喜太夫一件日記」, 天保4年「磯右衛門(作蔵)押立門一件手続書」等
- (11) 「御願ひ下書」, 「乍恐以書付奉願上候覚」
- (12) 文化14年「頭分三苗為書替」, 「青木一統規定調印帳」, 文政6年「親類申合之条」等
- (13) 文化14年, 脇百姓の「庇付」村法違反に対する三苗割当出金に際し, 青木姓の1軒は「勝手不如意ニ付一家転住」, 他の2軒と小川姓の3軒は「困窮」の理由で, 出金免除となっている。また林姓では, 本家と分家関係で屢々紛争を起している(「庇取払願入用割付帳」, 「乍恐奉願上候口上覚」)。
- (14) 三苗助成の田畑は, 文政4年110両で田1反6畝余, 同6年231両で田畑2反5畝余を購入し, 明治8年6反7畝25歩となっている(松本平治「前掲論文」)。明治10年, 5反余の田畑が約280円程で8人に売払われ, 「三之助」は解散されている(「三之助地所売払書留帳」)。
- (15) 『加納町史』上巻
- (16) 『岐阜県史』通史篇近世上

IV 天保期の村方騒動

前述の「作蔵一件」と並行して, 天保2(1831)年から4年にかけて, 「権之助外脇百姓五人之者小前願主七十八軒之惣代と申立村役人中相手取」り, 大庄屋を介して領主へ歎願に及ぶという村方騒動が起っている。前節でみてきた村法問題の中心は, 単発的な頭・脇百姓の対立抗争と絡んで, 寧ろ「村方制事」をめぐる頭分相互の主導権争いであったが, この村方騒動は, 階層制を強く意識した多数の脇百姓が結束して, 村役人を始めとする頭百姓層に対抗し, 村政改革を強く要求したものであり, これまでの事件(丈七事件, 作蔵一件等)とは, 明らかに質的差違を持つ画期的事件であったとみなし得る。

先ずその経過の概況からみていこう。この騒動の発端は, 天保元年12月免割の際, 頭・脇百姓を含む「高持一同」より, 「以来ハ立合百姓相立被下…村入用月勘定」されたいと村役人に願い出たことに始まっている。従来本

村では、村方三役のうち百姓代は立てられず、頭分特に三苗の自家筋の者が庄屋・組頭役に就任し、独占的に村政を支配し、年貢・村入費などの財政を担当している。おそらくそこに不正が行われ、疑惑を持った村方より「月勘定立合」を要求したものと思われる。

翌2年正月、頭百姓権之助は「脇百姓江一味同心」し、「脇百姓伝四郎方江小前之者共大勢寄合申談」している。「假令壹畝歩ニ而も高有之候得ハ入用ハ打懸」るので、村政への発言権は存在するとして、脇百姓よりの「月勘定立合」を主張し、村役人の不正を糾弾する「儉約願」を出すべく、「村中連印致し右連判洩候者ハ村方はち歩致し」、その後脱落した者からは「過料として金壹兩宛取立」てることを申し合わせている。

当時、村役人側は、「作蔵一件出入差発」に忙殺されていたが、事態の進展に驚いて、急遽、頭百姓側のみを見解をとり入れ、その代表による「月勘定立合」を認め、「儉約筋取締仕法書」を作製している。他方、「脇百姓斗之願ニ」対しては、「當村先年々庄屋所江脇百姓立合之例ハ無之」として、「高持頭百姓江も一同相談之上……身柄之高持百姓ノ願出」るようにと、その出願を拒否している。

かくして4月に入り、「権之助外脇百姓五人小前願主七十八軒之惣代」（以下脇百姓側という）と称し、「村役人共不埒之義」ありと大庄屋へ提訴するに至っている。

ここで注目すべきことの第一は、筆頭惣代である権之助のみは頭百姓であり、しかも三苗小川一統に属していることである。小前頭分であった権之助が村役人——特に当番庄屋であった青木五兵衛、小川新六への反発から、「脇百姓江一味」したものと推察される。

次に、78軒のうちには、頭百姓を含む「坂牧廿三軒」を入れていることである。この「坂牧廿三軒」は、自己の陣列にひき入れようとする村役人・脇百姓側双方の争奪のままととなっている。従来この坂牧には山田・川田の両姓があり、枝郷坂牧、領毛の村政のみを担当するに過ぎなかったもので、全村の

「村方制事」を支配する三苗を始めとする本村頭百姓への対抗意識が強い。特に「作蔵一件」以来、「本村頭百姓と不和」を生じている。彼等は村役人内部の微妙な対立に乗じて権限拡張をねらい、「立合」のみでなく、「月勘定並小入用帳筆写」まで村役人に強く要求している。村役人側は「立合月勘定」は承認するが、「小入用小前江写シ取候と申義者何連之村ニも及承不申」とことわっている。こうした事情から、彼等「坂牧廿三軒」は、権之助側と「月勘定立合之儀致同心庄屋所迄相願」っているが、「村役人相手取願書お差上候一味」にはなっていない。

「重立候頭百姓惣代」20人は、脇百姓側の出願を「村方混雑爲致可申巧」みであるとし、彼等頭百姓の要求を入れて「儉約仕法書」を作製した村役人側を支持、大庄屋へ「実意ニ而儉約筋願出」ている。これとは別に、村役人側は6人の惣代を立て、坂牧を含む全村「頭百姓不殘調印……歎願」すべく準備を進めている。

領主の要請により、村役人が作製したこの騒動に関する人別、持高調査を整理して示したのが、第11—14表である。この騒動にあたり、村役人側によって土地保有調査が屢々行なわれていることは、当時石高保有の大小が封建的身分差を決定する重要な要因ともみなされ、脇百姓と比較して、頭分土地保有の高さを誇示したものと思われる。第13—14表によれば、頭百姓惣代20人の1人当り15石余に対し、脇百姓側は1人当り3.5石余に過ぎない。5石以上層は惣代6人を含め11人であり、他は零細な貧農乃至無高層である。この村方騒動は、経済的に上昇した中農層を先頭とする多数の半プロ的貧農・小作層である脇百姓が、村役人の不正をついて、地主的頭百姓層に反撃を試みたものであるとみる事ができる。

次に、脇百姓側の歎願内容を具体的に検討しておきたい。彼等の「願書」は見当らないので、領主へ差出すために村役人側で調製した「村方出入始末書」等により、村役人側の見解もあわせてみていくこととする。

(1) 脇百姓よりの「月勘定立合」をおくと共に、臨時入組等の諸費用は

第11表 天保2年下佐波村人別調査

1	村 役 人	10軒
2	村役人相手どり出願の脇百姓	41
3	「儉約願」の頭百姓惣代	(20)
4	別に出願、惣代6人の頭百姓	47
5	2・4出願不参加者	24
6	同上坂牧分	25
惣 家 数		147

- (1) 3の頭百姓惣代20軒は、4・6に含まれているので、惣家数からは除かれている。
 (2) 頭分76軒、准頭2軒、脇分69軒
 (3) 北組80軒、南組67軒

第12表 下佐波村村役人土地保有面積

役 職	名 前	別 称 そ の 他	文政12年	慶応元年
庄 屋	青木 五 兵 衛	源 兵 衛	10.014	1.608
〃	小川 新 六	新左衛門	31.216	9.513
〃	山田 茂 兵 衛		33.721	—
〃	小川 権 十 郎		67.128	63.001
〃 見習	五左衛門	(山田)茂兵衛相続人	3.614	97.526
組 頭	源 十 郎	(青木)八右衛門	7.116	13.007
〃	孫 兵 衛	(山田)	12.709	10.529
〃	甚左衛門	(小川)	2.817	1.011
〃	牧左衛門	(林) 六左衛門	3.510	2.304
〃	猪 兵 衛	(則武)	11.022	1.527
〃	広 十 郎	(小川)嘉 兵 衛	8.514	7.318
(参考)	青木 久 兵 衛	久 八	15.904	83.108

- (1) 立入大庄屋 堀江藤兵衛(中鶉村) 浅野助右衛門(鳥屋村)
 (2) 青木五兵衛 天保4年退役、入牢、病氣、同7年死亡
 (3) 小川 新六 " "
 (4) 青木久兵衛 天保5年五兵衛に代り庄屋役就任

第13表 下佐波村脇百姓の内願主持高その他

名 前	天保2年 保有石高	寅年貢未納 (天保元年) 収納米拒否 (×印)	名 前	天保2年 保有石高	寅年貢未納 (天保元年)
惣代 権 之 助	石 12.4046	石 15.0119	作 十 郎	石 3.7465	
〃 伝 四 郎	12.6379	×	市郎右衛門	0.491	
〃 次郎右衛門	7.989	×	甚 内	7.9337	
〃 作右衛門	9.7492	×馬持, 附 弘不仕	久 内	1.868	
〃 祐 助	10.0995	×	又八後家	0.9761	
〃 秋 三 郎	9.2431	×	元 助	3.4043	
忠 治 郎	0.284	(0.9287 ×)	勘 之 助	5.769	
長 之 助	3.4285	×	作 藏	0.7833	
市 弥	3.8588	×馬持, 附 弘不仕	源 藏	0.272	
善 吉	1.408	×〃〃	源 八	0.24	
佐 平 治	8.368	×〃〃	幸右衛門	0.4238	
助左衛門	2.805	×	勘右衛門	0	
柳右衛門	0.589	×	吉藏後家	0	
長 七	3.9925	×	安左衛門	5.5215	
其 平	1.9284	×	総 計(41人)	144.7589	
長 太 郎	10.5692	×	1 人 当 持 高	3.5307	
由 助	1.1177	×			(文政12年) 保有面積
庄 九 郎	3.3238	×			反
千 代 藏	2.7811	×	三 四 郎	1.215	石 1.9428
金 助	4.9695	×	弥 兵 衛	?	1.25
新 藏	1.3567	×	善 右 衛 門	0.215	0.513
与兵衛後家	1.7542	×	和 助	?	4.102
清 五 郎	0.6405	×	祐 藏	?	0.8354
伝右衛門	3.1183	×	忠 七	0.9285	0.41
此 吉	0.1713	×	数 右 衛 門	0.518	0.454
幾 藏	0.1983	×	喜 太 夫	7.318	1.3992
其右衛門	1.295				

(註) 脇百姓の歎願に後から友藏、弥平治、嘉吉の3人が参加、うち友藏は2ヵ月後脱落している。この表には載せていない。

第14表 天保2年「儉約願」頭百姓惣代持高

政之丞	石 18.3802	徳藏	石 12.4642
宅之丞	6.5067	△七左衛門	19.9837
惣三郎	11.2961	△彦四郎	43.9327
菊藏	9.7231	△円右衛門	31.1066
太四郎	7.9091	△宅藏	14.8354
喜代藏	7.0673	△武兵衛	24.2236
助右衛門	8.455	△定右衛門	7.5439
林六	27.2012	△祐右衛門	4.9362
政右衛門	4.4887	△源吉	12.2839
源内	15.8892	計	301.252
林右衛門	13.0251	1人当持高	15.0626

△印は坂牧分

談善処したいと述べている。

「當人懸」りとし、村方道橋普請は「家儀役」とすることを要求している。村役人側は、前述の如く、頭百姓による「立合」は認めるが脇百姓よりのそれは先例がないとして拒否している。また「家儀役」は「下百姓共之難澁」となるので、村中で熟

第15表 青木五兵衛借入金返済内容（天保元年）

貸金主	借金	返済内容		備考 (世話人)
		土地	金	
○治郎右衛門	3.兩	上畑 1. 21 ^{敵歩}	兩	甚左衛門 父源兵衛代々預り居候分
○伝四郎	3.	上田 1. 10	1.	權十郎
○千代藏	3.	上田 2.		甚左衛門 同 上
○長七	1.		1.	相对相渡シ 難澁之者=付皆金相渡申候
○与兵衛	2.	田地 1. 08	1.	權十郎
小計	12.	6. 09	3.	
勘之助	3.3	上畑 1. 275		
藤藏	2.		1. 1. 2	
豊藏	8.	田地(7兩2分)	2.	
吉右衛門	2.	上田 1. 10		
民右衛門	4.		2. 1. 2	五兵衛親類之者
茂兵衛	50.	田地(凡25兩分)		父源兵衛代々借用之分
円右衛門	10.		5.	〃
宅藏				〃
総計	91.3	渡し金 〃	凡55兩	差引36兩3分程勘弁

○印は脇百姓側願主

(2) 庄屋青木五兵衛は、「先納金六拾兩程引負……村方江多分之損荷相懸」けており、また現在「無高」であるから、庄屋役勤務の資格なしとしてその退役を迫っている。村役人側の説明によれば、「先納金」ではなくて、親源兵衛代より借金が嵩み、「近年凶作打続追々及大借……去寅（天保元）年身上切替」えを、第15表に示す如く行ない、「村役人一同之世話＝而納得濟方」をしている。また「無高」ということについては、以前は「相応＝御高所持」していたが、「身上方切替＝而小高＝」になっている。しかし近村の五兵衛親類が当村に4～50石所持しており、すべて「五兵衛作廻＝而同人控田地同様＝致皆々村方江控置申候別而願主之者共之内江も多分作仕」っている状態であると述べている。

この「身上切替」に関し、天保5年五兵衛は次の如く述べ、領主に歎願している。「今般所持之田畑ハ不及申上居宅并添家ホ至迄不殘売拂候処多分引足り不申 依之親類縁者共々夫々助成致呉候得共是以都合仕不申……漸当村新十郎方添家を借宅仕居候程之必至極難……御公物を始御講拜借金其外在役中御先納加り入金并相對借用之米金ホ返濟訳立難」いとし、「先達而米金取替置」いた村内外の7人の者（中佐波村3人、下佐波村4人）に皆済させることにより、「私身分如何様共村方＝永住仕候様」と歎願に及んでいる。⁽⁴⁾

かくの如く激しく没落しながら、依然として権威の座にあった筆頭頭分庄屋が、村政に不正をはたらいたであろうことは十分推測されよう。したがって村役人の中でも、この没落庄屋が脇百姓一同の最大の攻撃目標とされたことは当然であると思われる。

(3) 「常右衛門親子」（庄屋小川新六・新左衛門を指す）は、五兵衛の「身上切替」を「頭取相企」て、「一己之了管を以」て村政の独占をたくらんでいるとして追及し、庄屋小川新六の退役を願い出ている。村役人側は、五兵衛の身上切替については、村役人始め親類一同が相談し、「実意を以相頼納得之上事済」みとなっており、また村政はすべて「庄屋組頭一同評義之上諸向取斗」らっていると述べている。

(4) 組頭牧左衛門は、「内職＝小商仕鶴船壹艘」を持ち、桑名辺までも出かけて「長逗留」することもあり、その職責を果たさず、村方に難儀をかけているから、退役すべきであると主張している。村役人側は、「同役仲間中相頼合御用向御差支＝相成不申候様取斗…勿論小前難儀＝相成義ハ少茂無」と申立てている。

(5) その他、天保元年9月、「花火揚」げをした際、穂積村との間に「入組」を起していること、同年10月、冥加講会所で催した村役人酒宴の「酒代村入用＝致」したこと、同年12月、高桑村、佐波3カ村、日置江村「立合大江川浚入用割」が高過ぎること、「五六文之杭木あ五匁十匁＝而村方江入」れていること、……等々をあげ、これ等はすべて村役人の責任であるとして追及している。

以上は脇百姓側の歎願内容をみてきたのであるが、しかし特に注目すべきことは、この騒動が、村政改革の歎願から年貢不納同盟の形をとって闘われ、直接、領主権に対峙し、累を及ぼす方向をうち出したことである。

本村北組（青木五兵衛支配）では、当春以来「先納月並金之儀」再三触れているが、「小前申合」わせて納めず、やむなく村役人が「不殘他借……毎月上納」している。また第13表でみる如く、「去ル寅（天保元年）冬」の年貢未進者は、権之助の15石余を始め10人を数えている。この内、歎願に名を連らねていない8人は、「作蔵一件」で「頭分列外」とされた喜太夫のみが中農層で、他はすべて貧農脇百姓と推定され、この騒動に当り、脇百姓側に同調している。権之助は、「御年貢当年＝限り不申四五ヶ年無勘定之者＝而……願主不殘御年貢五兵衛江得納不申杯と申出」ている。天保2年11月、「村方願主之者御収納米出し不申（24人）勿論馬持（4人）杯附拂おも不致」状態であった。不納の理由として種々あげているが、「御割付之通十五日限之御米ハ拵置候得共先達而立入庄屋江村役人相手取出仕候義＝付村方庄屋江御年貢得納不申候間此段御上様江御届被下候様相頼置申候……右方（立入庄屋）ハ御沙汰無之内ハ得出シ不申」と述べていることからわかるように、

脇百姓達が共同戦線を張って、村役人を窮地に陥れんとする方策であったとみることができる。この年貢不納の闘争は、天保3年に至るまで、激しく執拗に繰返えされている。

かかる事態に、領主側が如何に対処したかをみておこう。天保2年10月、「近來都而村々入組出来願出候＝付……御代官様御役所江御領分村々壹人ツ、御呼出……御奉書」を下付していることから、当時こうした騒動は、本村に限らず、かなり普遍化していたとみなされる。この「御奉書」で領主側は「近來村方差揉候＝付愚昧之百姓共申語ひ或者小前一統杯と申願出……徒党ケ間敷儀者公儀御制禁之事……善惡邪正ニ不拘願書取揚」げない。多人数申し合わせ「強訴」に及ぶときは、嚴重に詮議し、「頭取候者咎申付」けると述べている。即ち頻発する村方騒動の対処に窮した領主側は、結束した脇百姓達の訴願を受けつけず、できる限り村方において処理させようとしているのである。

この村方騒動の結果、従来庄屋組頭のみで行なっていた「諸入用月勘定」に「立合百姓」がおかれている。⁽⁵⁾村役人側では、庄屋青木五兵衛、同小川新六は退役となり（第12表参照）、特に脇百姓側による村役人排斥の最大の目標とされた五兵衛は、「村方公事＝依り入牢……病氣重患……下宿村預」となり、天保7年死亡している。⁽⁶⁾この五兵衛に代って、その分家筋の青木久兵衛が庄屋役に就任し、幕末に及んでいる。

脇百姓側については、彼等が要求した脇百姓よりの「立合百姓」は認められていない。筆頭惣代となった権之助は「親類義絶頭分列外」とされたが、天保4年12月には「村方入組茂事濟＝相成……義絶御願下仕親類差加へ」られている。年貢不納同盟による根強い抵抗は、庄屋が年貢をとり纏め納入していた慣例を一時的に拒否することには成功したが、究極的には領主権の前に屈服し、脇百姓側の望む立入大庄屋の世話で納入している。

前述の「御奉書」でも「徒党ケ間敷儀」を禁じ、その主謀者は厳罰に処すと申し渡しており、代官自身「御年貢之義御太切之義＝候へハ如何躰之御咎

も難斗」いとしているにも拘らず、脇百姓側に特別な処罰はしていない。このことは、経済的にも極めて弱体化していた領主権が、結束して立ち上った脇百姓側にかなり妥協し譲歩せざるを得なかったからではなかろうか。それは「下佐波村出入之義ハ脇百姓十六軒程之者庇差免一札爲差入夫々趣意金も爲出納得」させようとした領主側の態度にも窺われる。従来脇百姓の「庇付家作」は、「村法」違反の名の下にすべて撤去されたことは前節でみたところである。封建村落支配の支柱として領主自らが認めてきた村法に、あえて違反してまで、脇百姓からの献金にさえも依存せざるを得なくなった藩財政の窮迫ぶりを知ることができるであろう。

第16表 下佐波村脇百姓家作

年代	脇百姓名, 慶応元年土地保有面積	内 容	許否	出金	備 考
天保9年	平左衛門 ?	板 葺 庇	否		
安政2年	友 藏 15.610	反 囲込瓦庇	許	25 <small>両</small>	中佐波村 川瀬倉治郎世話 上佐波村 吉村七郎右エ門 中佐波村 川瀬一九郎 〃 〃 〃
	久 助 9.902	〃	〃	〃	
	祐左衛門 2.528	〃	〃	〃	
	祐 助 2.727	〃	〃	〃	
元治元年	友 藏 15.610	薄天井, 石垣	〃	15	村方頭分惣代の世話により 計 225両領主へ献金
	作十郎 9.902	土瓦庇	〃	15	
	長太郎 7.700	〃	〃	〃	
	権 藏 5.615	〃	〃	〃	
	清五郎 1.615	〃	〃	〃	
	弥平治 0.910	〃	〃	〃	
	長之助 3.902	〃	〃	〃	
	元 助 5.709	〃	〃	〃	
	吉右衛門 9.118	〃	〃	〃	
	勘之助 7.801	〃	〃	〃	
	長四郎 4.409	〃	〃	〃	
	善四郎 0.402	〃	〃	〃	
	金 助 3.310	〃	〃	〃	
仁左衛門 4.115	〃	〃	〃		
兵 藏 2.723	〃	〃	〃		

「免許差入一札写」, 「差入申一札之事」等による。

第16表にみる如く、天保期村方騒動以後、「平左衛門庇一件」を唯一の例外として、脇百姓の「庇付家作」は、すべて出金することで許可されている。特に元治元年には、領主の要請に基づき、村方頭分惣代が脇百姓の「家作願之有無」を調査し、15人に薄天井、石垣、土瓦庇家作を許可し、計 225 両を領主へ献金させている。土地保有面積 5 反以上層が 7 人おり、なかでも安政一元治期に 40 両を出金して、庇、薄天井、石垣を免許された友蔵（文政 12 年、4 反余）は、1 町 5 反余の土地保有者であり、それは脇百姓の富農化とみることができる。この時期、財政窮乏の領主への献金による「脇百姓の身上り」は、加納藩のみに限らず、広く美濃各地においてみられるところであり、そのことは、この段階において、たとえ頭分制がなお温存されていたとしても、従来のそれとは質的に変化したものとなし得よう。

以上、本節でみてきた天保期の村方騒動は、経済的に上昇した中農脇百姓を指導者とし、身分的階層意識にめざめた多数の半プロ的貧農、小作人である脇百姓が結束し、地主的頭百姓層を代表する村役人の不正を追及して村政改革に立ち上ったのであり、年貢不納同盟という形態をとって闘われたことは、頭百姓層と結ぶ領主権とも対峙する方向を持つものであった。この騒動の結果、2 人の庄屋は退役となり、村政への「立合百姓」は認められ、脇百姓層は、従来頭分のみに許されていた「庇付家作」等の特権を獲得するようになり、幕藩体制下の封建村落支配の中核として存続してきた頭分制は、大きく変質・形骸化を余儀なくされるに至ったのである。かくして本村の天保期における村方騒動は、幕藩体制解体過程における一つのエポックとして、幕藩制的村落支配を解体させ、権力打倒を指向する方向を持っていたと把握し得るであろう。

註 (1) 天保 2 年「村方出入始末口上書」、「村方出入始末書」、「覚」、「乍恐以書付御届奉申上候覚」、天保 2～4 年「諸事日記帳」等

(2) 「作蔵一件」で「頭分列外」とされた小河姓作蔵、喜太夫、庄蔵のうち、作蔵のみがこの提訴に参加している。

(3) 庄屋 4 人の内、脇百姓側より「第一目差」として最も攻撃されたのは青木五兵

衛，小川新六である。この兩人に対し，山田茂兵衛は坂牧一統であり，小川権十郎は，権之助の自家筋で彼に同情的であり，また「坂牧廿三軒」の「小入用帳筆写」の要求を一時的ではあるが（天保元年冬），承認している。

- (4) 天保5年「御願口上書」
- (5) 天保3年「村役人規定之覚」
- (6) 天保7年「諸願書并村送留帳」，「御見分書」，青木家「系図」
- (7) 青木久兵衛の先祖は，同上「系図」によると，8代目源兵衛の弟助四郎が，叔父久八郎（7代源兵衛の弟）の養子となることから始まっているので，青木家一統では分家筋にあたり，化政期頃より組頭役に就任している。
- (8) 『岐阜県史』通史篇近世上